



医療費は無料 休業・障害・遺族補償も

芸能関係作業中にケガ等の災害が発生したときは・・・

●治療費（療養補償給付）	全額無料です。
●仕事を休んだとき（休業補償給付）	休業4日目から働けるようになるまで、1日につき給付基礎日額の80%が支給されます。
●障害が残ったとき	障害補償年金あるいは障害補償一時金とともに障害特別支給金（一時金）が支給されます。
●死亡事故のとき	遺族補償年金あるいは遺族補償一時金とともに遺族特別支給金（一時金）・葬祭料が支給されます。

労災保険の給付事例

たとえば・・・

40歳男性

家族：妻、子供2人

給付基礎日額：8,000円

芸能関係作業中のケガで90日間休業した場合

治療費	全額
休業補償給付 *休業4日目から治癒まで	556,800円 (8,000円×80%×87日)

芸能関係作業中のケガで障害等級4級の障害が残った場合

障害補償給付（年金）	1,704,000円／年
障害特別支給金（一時金）	2,640,000円

芸能関係作業中のケガで死亡した場合

遺族補償年金	1,784,000円／年
遺族特別支給金（一時金）	3,000,000円
葬祭料（一時金）	555,000円



特別加入
ご案内

芸能関係作業従事者の方も
労災保険（国の制度）に
特別加入できます

思わぬ災害に備える
SR加入で安心・安全

ための労災保険

芸能関係作業従事者の

【お問い合わせ・資料請求はお電話、メールでどうぞ】

鹿児島SR芸能従事者労災センター

〒890-0056 鹿児島市下荒田1-41-8 ユーミーリンクビル202（鹿児島SR経営労務センター内）

☎099-258-4466

FAX:099-202-0484 <http://www.kagoshima-sr.com>

E-mail kagoshima-sr@po2.synapse.ne.jp

芸能関係作業従事者のための労災保険

思わぬ災害に備えるSR加入で安心・安全

- 労働者を雇用していない芸能関係作業従事者も条件が揃えば労災保険に特別加入することができます。（鹿児島県・宮崎県・熊本県内に居住する方で当センターに加入すること）
- 対象者は具体的に下記の職種となりますが、業務内容等の実態をみて判断します。

①芸能実演家

俳優・舞踏家・音楽家・演芸家・スタントなど

②芸能製作作業従事者

監督・撮影・照明・音響・大道具製作（建設の事業を除く）・美術装飾・衣装・メイク・結髪・スクリプター・ラインプロデュース・アシスタント・マネージメントなど

補償の対象となる範囲

保険給付の対象となる災害は業務災害・通勤災害です。また、業務災害については一定の業務を行っていた場合に限り、次に該当する場合に保険給付を受けることができます。

○契約に基づき報酬が支払われる作業のうち、芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業及びこれに直接附随する行為を行う場合

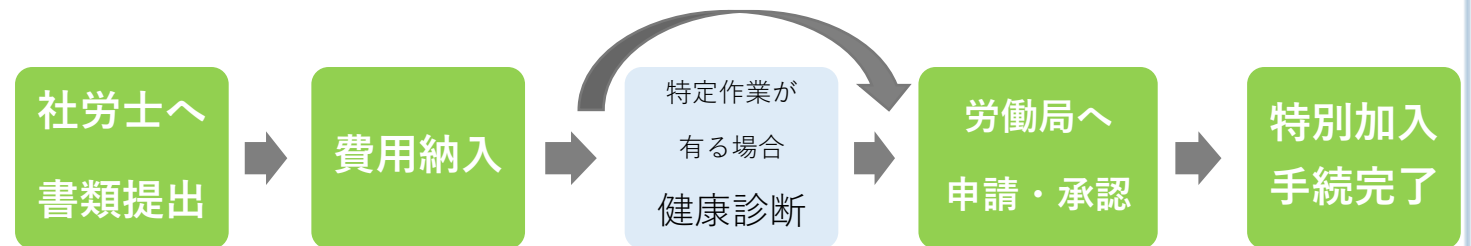
○契約に基づき報酬が支払われる作業に必要な移動を行う場合（通勤災害の場合を除く）

災害が発生した場合は、当センター又は担当社会保険労務士にご連絡ください。社会保険労務士が、貴方に代わって手続きを行います。

入会手続き・手続きの流れ

入会ご希望の方は鹿児島SR経営労務センター会員である社会保険労務士を通じて、手続きをしていただきます。

＊芸能関係作業従事者の方が直接申し込むことはできません。



保険加入期間・費用（入会金・年会費・労働保険料）

○保険加入期間：4月1日（もしくは加入日）～翌年3月31日（1年度ごとの更新）

○費用は下記の通りで、一括で納入していただきます。年度途中加入の場合は年会費が月割りになります。

入会金 10,000円

年会費 18,000円（1,500円／月）

労働保険料 給付基礎日額によって定められた金額（別紙）

＊当センターが指定する期日までに納入が無い場合は退会となりますので、ご注意ください。

特定作業が有る場合の健康診断

○過去に下表に記載されている業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合は、加入前に健康診断を受ける必要があります。受診をしない場合は特別加入が認められません。

○健康診断受診費用は国が負担します。

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に従事した期間（通算期間）	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
身体に振動を与える業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

保険給付・特別支給金の種類

○芸能関係作業従事者の特別加入者が業務災害又は通勤災害により被災した場合には、下表の該当する所定給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。（ ）内は、通勤災害の保険給付です。

療養補償給付（療養給付）	業務災害又は通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合（特別支給金なし）
休業補償給付（休業給付）	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合
障害補償給付（障害給付）	【障害補償年金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級～第7級までに該当する障害が残った場合 【障害補償一時金】 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級～第14級までに該当する障害が残った場合
傷病補償年金（傷病年金）	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において、①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること、のいずれにも該当する場合

遺族補償給付（遺族給付）	【遺族補償年金】 業務災害又は通勤災害により死亡した場合（年金額は遺族の人数に応じて異なります） 【遺族補償一時金】 ①遺族年金の受給資格をもつ遺族がいない場合 ②遺族年金を受けている方が失権し、かつ他に遺族年金の受給資格をもつ方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合
葬祭料（葬祭給付）	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合（特別支給金なし）
介護補償給付（介護給付）	業務災害又は通勤災害により、障害年金または傷病年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合（特別支給金なし）

＊ただし、その災害が特別加入者の故意または重大な過失によって発生した場合や保険料等の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部または一部）が行われることがあります。

芸能関係作業従事者の方も 労災保険（国の制度）に特別加入できます

◆特別加入制度とは・・・

労災保険とは労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。**労働者以外の方でも**、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「**特別加入制度**」といいます。労災保険に特別加入することにより、工作中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。

◆特別加入対象者とは・・・

具体的に下記の職種となりますが、業務内容等の実態をみて判断します。

①芸能実演家

- ・俳優（舞台俳優、映画及びテレビ等映像メディア俳優、声優等）
- ・舞踊家（日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等）
- ・音楽家（歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等）
- ・演芸家（落語家、漫才師、奇術師、司会、DJ、大道芸人等）
- ・スタント など

②芸能製作作業従事者

- ・監督（舞台演出監督、映像演出監督）
- ・撮影
- ・照明
- ・音響・効果、録音
- ・大道具製作（建設の事業を除く）
- ・美術装飾
- ・衣装
- ・メイク
- ・結髪
- ・スクリプター
- ・ラインプロデュース
- ・アシスタント、マネージメント など

**医療費は無料、休業補償、障害補償、遺族補償も
（保険料・費用等は裏面をご覧ください！）**

手続きは当センターの社会保険労務士におまかせください

- ★加入をご希望の方は、当センターの社会保険労務士を通してお手続きをしていただきます。必要書類をご記入の上、保険料等のご入金日の翌日より加入できます（4月～翌年3月が保険年度となり、途中加入・脱退も可）。
- ★芸能関係作業中にケガをした場合は、担当社会保険労務士が手続きを行いますので、当センターもしくは担当社会保険労務士へ速やかにご連絡ください。

【お問い合わせ・資料請求はお電話、メールでどうぞ】

鹿児島SR芸能従事者労災センター

〒890-0056 鹿児島市下荒田1-41-8 ユーミーリンクビル202（鹿児島SR経営労務センター内）

☎099-258-4466 FAX: 099-202-0484 <http://www.kagoshima-sr.com>
E-mail: kagoshima-sr@po2.synapse.ne.jp

芸能従事者一人親方特別加入 月別労働保険料一覧

入会金：10,000円

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入月数	1年間	11ヵ月	10ヵ月	9ヵ月	8ヵ月	7ヵ月	6ヵ月	5ヵ月	4ヵ月	3ヵ月	2ヵ月	1ヵ月
25,000円	27,375	25,092	22,812	20,529	18,249	15,966	13,686	11,406	9,123	6,843	4,560	2,280
（算定基礎日額）	9,125,000	8,364,587	7,604,170	6,843,753	6,083,336	5,322,919	4,562,502	3,802,085	3,041,668	2,281,251	1,520,834	760,417
24,000円	26,280	24,090	21,900	19,710	17,520	15,330	13,140	10,950	8,760	6,570	4,380	2,190
（算定基礎日額）	8,760,000	8,030,000	7,300,000	6,570,000	5,840,000	5,110,000	4,380,000	3,650,000	2,920,000	2,190,000	1,460,000	730,000
22,000円	24,090	22,080	20,073	18,066	16,059	14,052	12,045	10,035	8,028	6,021	4,014	2,007
（算定基礎日額）	8,030,000	7,360,837	6,691,670	6,022,503	5,353,336	4,684,169	4,015,002	3,345,835	2,676,668	2,007,501	1,338,334	669,167
20,000円	21,900	20,073	18,249	16,425	14,598	12,774	10,950	9,123	7,299	5,475	3,648	1,824
（算定基礎日額）	7,300,000	6,691,674	6,083,340	5,475,006	4,866,672	4,258,338	3,650,004	3,041,670	2,433,336	1,825,002	1,216,668	608,334
18,000円	19,710	18,066	16,425	14,781	13,140	11,496	9,855	8,211	6,570	4,926	3,285	1,641
（算定基礎日額）	6,570,000	6,022,500	5,475,000	4,927,500	4,380,000	3,832,500	3,285,000	2,737,500	2,190,000	1,642,500	1,095,000	547,500
16,000円	17,520	16,059	14,598	13,140	11,679	10,218	8,760	7,299	5,838	4,380	2,919	1,458
（算定基礎日額）	5,840,000	5,353,337	4,866,670	4,380,003	3,893,336	3,406,669	2,920,002	2,433,335	1,946,668	1,460,001	973,334	486,667
14,000円	15,330	14,052	12,774	11,496	10,218	8,940	7,665	6,387	5,109	3,831	2,553	1,275
（算定基礎日額）	5,110,000	4,684,174	4,258,340	3,832,506	3,406,672	2,980,838	2,555,004	2,129,170	1,703,336	1,277,502	851,668	425,834
12,000円	13,140	12,045	10,950	9,855	8,760	7,665	6,570	5,475	4,380	3,285	2,190	1,095
（算定基礎日額）	4,380,000	4,015,000	3,650,000	3,285,000	2,920,000	2,555,000	2,190,000	1,825,000	1,460,000	1,095,000	730,000	365,000
10,000円	10,950	10,035	9,123	8,211	7,299	6,387	5,475	4,560	3,648	2,736	1,824	912
（算定基礎日額）	3,650,000	3,345,837	3,041,670	2,737,503	2,433,336	2,129,169	1,825,002	1,520,835	1,216,668	912,501	608,334	304,167
9,000円	9,855	9,033	8,211	7,389	6,570	5,748	4,926	4,104	3,285	2,463	1,641	819
（算定基礎日額）	3,285,000	3,011,250	2,737,500	2,463,750	2,190,000	1,916,250	1,642,500	1,368,750	1,095,000	821,250	547,500	273,750
8,000円	8,760	8,028	7,299	6,570	5,838	5,109	4,380	3,648	2,919	2,190	1,458	729
（算定基礎日額）	2,920,000	2,676,674	2,433,340	2,190,006	1,946,672	1,703,338	1,460,004	1,216,670	973,336	730,002	486,668	243,334
7,000円	7,665	7,026	6,387	5,748	5,109	4,470	3,831	3,192	2,553	1,914	1,275	636
（算定基礎日額）	2,555,000	2,342,087	2,129,170	1,916,253	1,703,336	1,490,419	1,277,502	1,064,585	851,668	638,751	425,834	212,917
6,000円	6,570	6,021	5,475	4,926	4,380	3,831	3,285	2,736	2,190	1,641	1,095	546
（算定基礎日額）	2,190,000	2,007,500	1,825,000	1,642,500	1,460,000	1,277,500	1,095,000	912,500	730,000	547,500	365,000	182,500
5,000円	5,475	5,016	4,560	4,104	3,648	3,192	2,736	2,280	1,824	1,368	912	456
（算定基礎日額）	1,825,000	1,672,924	1,520,840	1,368,756	1,216,672	1,064,588	912,504	760,420	608,336	456,252	304,168	152,084
4,000円	4,380	4,014	3,648	3,285	2,919	2,553	2,190	1,824	1,458	1,095	729	363
（算定基礎日額）	1,460,000	1,338,337	1,216,670	1,095,003	973,336	851,669	730,002	608,335	486,668	365,001	243,334	121,667
3,500円	3,831	3,513	3,192	2,874	2,553	2,235	1,914	1,596	1,275	957	636	318
（算定基礎日額）	1,277,500	1,171,049	1,064,590	958,131	851,672	745,213	638,754	532,295	425,836	319,377	212,918	106,459
<年会費>	18,000円	16,500円	15,000円	13,500円	12,000円	10,500円	9,000円	7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円

*労働保険料は、上記の「算定基礎日額」の千円未満を切り捨てた額に保険料率（3/1,000）を乗じた額となります。加入は月単位となり、1日でもあれば1ヵ月となります。

保険料等の計算例

加入日：10月10日（加入月数は6ヵ月）
給付基礎日額：10,000円 の場合

労働保険料： 5,475円
年会費： 9,000円
入会金： 10,000円

合計 24,475円

*保険料等は一括のお支払になります



〔お問い合わせ〕